

質問に対する回答について

調査等名) 東北自動車道 福島管理事務所新築実施設計

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	貸与いただける資料の基本設計の成果品は新築するすべての建物の配置図、平面図、立面図、断面図、仕上げ表、矩計図、外構図等の基本設計図がそろっていると考えてよろしいでしょうか。	貸与可能な基本設計図は、管理事務所棟、料金所棟、立体駐車場の図面です。その他の大型車庫、薬剤庫、雪氷詰所の基本設計図はありません。
2	計画地基地内の既存建物で、解体・新築工事後も引き続き使用する建物は一切ないと考えてよろしいでしょうか。ある場合はそれらの建物の具体的な概要をお教え願います。	解体・新築工事後も引き続き使用する建物は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・自家発電室 (42 m²) ・通信機械室 (75 m²) ・ストックヤード・詰所 (153 m²) ・ゴミ仮置場 (20 m²) ・煙火火薬庫 (4.84 m²) ・給油施設 (104.25 m²) ・薬液貯水槽ポンプ室 (6.51 m²) ・浄化槽 (管理棟・地下埋設型) ・受水槽ポンプ室 (5.51 m²) ・自転車置場 (13.03 m²) ・カーポート (内プラ) (59.4 m²) ・プレハブ倉庫 (13.75 m²) ・浄化槽 (雪氷・地下埋設型)
3	敷地内の既存建物の法適合確認は本業務外と考えるとよろしいでしょうか。法適合確認が必要な建物がありましたら、お教え願います。またそれらの建物の確認済み証、確認申請図書、完了検査済証等は全て揃っていると考えるとよろしいでしょうか。	一部の建物の確認済証・検査済証が不足しているため、特記仕様書 2-1-2 (2) 記載のとおり、今後の行政協議により必要な建築基準法 12 条 5 項の報告業務です。
4	既存建物の竣工図(改修工事も含む)は全ての建物について、意匠、構造、電気設備、機械設備、外構の図面は全て揃っていると考えるとよろしいでしょうか。そろっていない場合、それぞれの建物、外構について、どの程度そろっておりますでしょうか。	外構の図面が一部不足しています。
5	計画敷地は確定されており、その測量図が貸与いただけると考えるとよろしいでしょうか。確定されていない場合、設計業務開始時には確定したものを貸与いただけると考えるとよろしいでしょうか。	貸与できる測量図はありません。
6	敷地内外の高低測量図は貸与いただけると考えるとよろしいでしょうか。	貸与できる高低測量図はありません。

7	周辺道路の形状、位置は確定しており、設計期間中に変更はないと考えてよろしいでしょうか。	変更の予定はありません。
8	計画敷地内の既存建物は道路内建築物でしょうか、あるいは一般の建築物でしょうか。	既設建物は道路内建築物の許可は取得していませんが、新築する建物は道路内許可申請が必要です。
9	開発行為申請許可は都市計画法の開発行為申請でしょうか、あるいは県や市等の条例によるものでしょうか。また開発行為申請が必要になる行為はどのような内容でしょうか、具体的にお教え願います。	開発行為には該当しませんが、福島市開発行為等指導要綱に基づく各種確認及び該当する申請手続きに必要な書類を作成していただく業務です。
10	ZEB 検討資料作成業務とは具体的にどのような資料を作成するのでしょうか。	特記仕様書 2-4-11 記載の各レベルに適合する建築仕様、設備機器仕様等のモデルプランを検討し、それぞれのプランに対する概算工事費を算出した資料を作成する業務です。
11	建築基準法第 12 条 5 項の報告とは、何を報告すると想定されているのでしょうか。	質問番号 3 の回答のとおりです。
12	本業務では RC 建物の鉄筋レーダー探査やレントゲン調査、鉄骨建物の超音波調査、地中部分の基礎の計測、地中埋設物のレーダー探査等、特殊機器を使用した調査、分析調査は不要と考えてよろしいでしょうか	そのとおりです。
13	外構の設計範囲は各建物よりおおむね 2m 程度の範囲を整備すると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
14	石綿含有建材の調査については、何か所の調査分析を行うのでしょうか。具体的な材料、場所、接種検体数などをお教え願います。	契約後に監督員との協議により詳細を決定します。費用については、特記仕様書 2-4-10 のとおり、設計変更の対象とします。
15	解体する建物で、万が一図面がない場合、図面（2-1-1 で作図は求められていませんが）は現地実測と想定により数量を算出すると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
16	解体図面については、既存の図面等をスキャンした画像データを CAD に張り付けて、仕上げたものでよろしいでしょうか。	そのとおりです。
17	申請については、申請図書の作成を行い、提出や受領はネクスコでご対応いただけると考えてよろしいでしょうか。	申請書の提出および受領についても委任します。

18	打合せは何回程度を想定されておりますでしょうか。	1回/月程度を予定しています。
19	本業務で部分使用は求められるのでしょうか。求められる場合、その内容と時期を具体的に教えてください。	部分使用の予定はありません。
20	敷地内に赤道や水路は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。	敷地内に水路が含まれています。
21	設計に必要な測量図（敷地・高低等）は貸与いただけますか。	貸与できる測量図はありません。
22	設計に必要な図面は全て貸与いただけますか。	貸与可能な基本設計図は、管理事務所棟、料金所棟、立体駐車場の図面です。
23	各新築建物の国土交通省告示における建物用途の分類を提示してください。	積算基準記載の「建築物の種類」（別表 1-1）のとおり、以下の分類です。 <ul style="list-style-type: none"> ・管理事務所棟（第四号 第2類） ・料金所棟、雪氷詰所（第四号 第1類） ・立体駐車場、大型車庫、薬剤庫（第一号 第1類）
24	解体実施設計について、既存図面をCAD化する必要は無いと考えてよろしいですか。	既存図はCAD化する必要はなく、既存図画像データの利用は可能です。
25	管理事務所の新築面積約 4726 m ² は、車庫約 775 m ² を含んだ面積ですか。	そのとおりです。
26	立体駐車場の新築について、メーカー認定品の採用も可能と考えてよろしいですか。	そのとおりです。
27	ZEB 検討資料作成業務は、新築管理事務所のみ対象と考えてよろしいですか。	そのとおりです。

別表 1-1 建築物の類型

建築物の類型		建築物の用途等		
		第1類(標準的なもの)	第2類(複雑な設計等を必要とするもの)	
第一号	物流施設	国交省告示建築物	車庫、倉庫、立体駐車場等	立体倉庫、物流ターミナル等
		NEXCO 建築物	【 休憩用建築施設】 ・ 附帯施設(電気室、受水槽、浄化槽、倉庫、プロパン庫、凍結防止剤溶液槽、貯水槽、掲示板、フラッグポール、ごみ仮置場、清掃員詰所、身障者用駐車場上屋、二輪駐車場上屋、再生水設備等) 【 管理用建築施設】 ・ 支社(車庫、電気室、付属施設) ・ 管理事務所(車庫、電気室、倉庫、油庫、煙火火薬庫、給油施設、付属施設) ・ 料金所(ゲート、電気室、付属施設) ・ 雪水用施設(凍結防止剤倉庫、貯水槽、凍結防止剤溶液槽、塩溶解槽) ※ 付属施設とは、自転車置場、フラッグポール、プロパン庫等をいう 【その他建築施設】 ・ バスストップ ・ トンネル電気室 ・ 車重計上屋 ・ 交通規制機材庫 ・ ごみ仮置場	【その他建築施設】 ・ トンネル換気所
第二号	生産施設	国交省告示建築物	組立工場等	化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設備を付帯する工場等
		NEXCO 建築物	【その他建築施設】 ・ ごみ焼却施設	【その他建築施設】 ・ ごみ再利用施設
第三号	施設 運動	国交省告示建築物	体育館、武道館、スポーツジム等	屋内プール、スタジアム等
		NEXCO 建築物		
第四号	業務施設	国交省告示建築物	事務所等	銀行、本社ビル、庁舎等
		NEXCO 建築物	【 管理用建築施設】 ・ 料金所(事務所) ・ 雪水用施設(基地、分室、詰所)	【 管理用建築施設】 ・ 支社(庁舎) ・ 管理事務所(管理事務所)
第五号	施設 商業	国交省告示建築物	店舗、料理店、スーパーマーケット等	百貨店、ショッピングセンター、ショールーム等
		NEXCO 建築物	【 休憩用建築施設】 ※ 東日本・西日本高速道路株式会社に適用 ・ レストラン、ガスステーション、ハイウェイショップ	
第六号	住宅 共同	国交省告示建築物	公営住宅、社宅、賃貸共同住宅、寄宿舎等	分譲共同住宅等
		NEXCO 建築物		
第七号	機関 教育	国交省告示建築物	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	—
		NEXCO 建築物		
第八号	研究施設 専門的教育	国交省告示建築物	大学、専門学校等	大学(実験施設等を有するもの)、専門学校(実験施設等を有するもの)、研究所等
		NEXCO 建築物		
第九号	宿泊施設	国交省告示建築物	ホテル、旅館等	ホテル(宴会場等を有するもの)、保養所等
		NEXCO 建築物	【 休憩用建築施設】 ・ 仮眠休憩施設	
第十号	施設 医療	国交省告示建築物	病院、診療所等	総合病院等
		NEXCO 建築物		
第十一号	施設 福祉厚生	国交省告示建築物	保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター等	多機能福祉施設等
		NEXCO 建築物	【 休憩用建築施設】 ・ トイレ	
第十二号	公益施設 文化・交流	国交省告示建築物	公民館、集会場、コミュニティセンター等	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等
		NEXCO 建築物		

注) 1 社寺、教会堂、茶室等の特殊建築物及び複数の類型の混在する建築物は、本表には含まれない。

2 第1類は、標準的な設計等の建築物が通常想定される用途を、第2類は、複雑な設計等が必要